

## 12. 服装規程

### (1) 男子服装

ア 冬期：10月1日～5月31日

黒の学生服とし、学生服は左襟にバッジ(校章)をつける。また、学生服を脱ぐ場合には、夏期の服装規程に準ずる。

上 着……標準型とし(裾丈は袖丈よりも長いものとする)、変型は許可しない。

ズボン……ストレートとする。

イ 夏期：6月1日～9月30日

上 着……白のカッターシャツを基本とし、学校指定の白のFマーク入りポロシャツも着用を許可する。カッターシャツ着用の場合、左胸にバッジ(校章)をつける。

ズボン……ストレートとする。

### (2) 女子服装

ア 冬期：10月1日～5月31日

濃紺のセーラー服およびスカートまたはスラックスとする。

※スカートは極端に短いもの、長いものはいけない。(立って、膝が隠れる程度から、

膝上に接する長さの間とする。)

※スラックスの色は濃紺または黒とし、学生らしいものとする。

バッジ（校章）を左胸ポケット上につける。スカーフは、スカーフ通し（Fマーク入り）でとめる。

イ 夏期：6月1日～9月30日

白のセーラー服を基本とし、学校指定の白のFマーク入りポロシャツ、スラックスも着用を許可する。濃紺のスカートを着用する。

※スカートは極端に短いもの、長いものはいけない。(立って、膝が隠れる程度から、膝上に接する長さの間とする。)

※スラックスの色は濃紺または黒とし、学生らしいものとする。

バッジ（校章）を左胸ポケット上につける。スカーフは、スカーフ通し（Fマーク入り）でとめる。

### (3) 男女共通

- ① 制服移行期間は概ね6月1日、10月1日の前後1ヶ月とする。
- ② 登下校中に制服の上に着用する防寒具（コート・ジャンパーなど）は学生にふさわしい地味なものとし、授業中は着用しない。特別な事情がある場合については、

担任の許可を得て教科担任へ申し出る。

- ③ 防寒着（カーディガン・ベスト）の着用を認めるが、その色は華美にならないようにする。

※式典時には着用しない。

※模様は、全ての模様を片手で隠せる程度とする。

- ④ 上履と下履は必ず区別する。下履は靴とし、上履は学校指定のものとする。

- ⑤ 頭髪は特別な髪型にせず、いつも清潔にする。パーマ、カール、毛染め、脱色などはしない。

- ⑥ 化粧はしない。ピアス、指輪、ネックレスなどの装飾品はつけない。